

平成20年第2回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成20年7月2日 午後2時45分 開会
午後4時29分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番	山下 和 弥	2番	朝 岡 佐一郎
3番	西 井 覚	4番	藤井本 浩
5番	吉 村 優 子	6番	阿 古 和 彦
7番	川 辺 順 一	8番	川 西 茂 一
9番	寺 田 惣 一	10番	下 村 正 樹
11番	岡 島 辰 雄	12番	野 志 昭
13番	西 川 弥三郎	14番	南 要
15番	亀 井 一二三	16番	高 井 悦 子
17番	白 石 栄 一	18番	石 井 文 司

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	吉 川 義 彦	副 市 長	岡 本 吉 司
収 入 役	吉 田 新之助	教 育 長	吉 村 正 好
特 別 参 与	安 川 義 雄	企 画 部 長	米 田 芳 昭
総 務 部 長	大 武 勇 吉	都 市 産 業 部 長	石 田 勝 朗
市民生活部長	杉 岡 富美雄	保 健 福 祉 部 長	花 井 義 明
教 育 部 長	高 木 久 雄	水 道 局 長	安 川 登
消 防 長	北 川 武 雄		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 島 克比虎	書 記	中 嶋 卓 也
書 記	西 川 雅 大		

6. 会議録署名議員 3番 西 井 覚 15番 亀 井 一二三

7. 議事日程

日程第1 議第45号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

日程第2	議第47号	工事請負契約の締結について（葛城市立白鳳中学校武道場新築工事）
日程第3	議第43号	葛城市手数料条例の一部を改正することについて
日程第4	議第46号	奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第5	議第44号	葛城市都市公園条例の一部を改正することについて
日程第6	葛城市農業委員会委員の推薦について	
日程第7	発議第6号	子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書について
日程第8	発議第7号	地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書について
日程第9	発議第8号	後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める意見書について
日程第10	発議第9号	国による基幹的農業水利施設等の整備に関する意見書について
日程第11	発議第10号	「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書について
日程第12	一 般 質 問	

開 会 午後2時45分

西川議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成20年第2回葛城市議会定例会2日目の会議を行います。

ここでお諮りをいたします。

報道関係者から写真撮影の申し出が出ておりますので、これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議場内の撮影を許可することに決定いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第45号、日程第2、議第47号の2議案を一括議題といたします。

本2議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

6番、阿古君。

阿古総務文教常任委員長 去る6月25日の本議会におきまして総務文教常任委員会に付託されました議第45号と議第47号の2議案につきまして、26日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果を報告いたします。

まず、議第45号議案についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第47号議案についてであります。質疑では、この工事請負契約は総合評価方式を取り入れた入札を実施されたが、落札に至るまでの経緯について具体的に教えてほしいという問いに対し、第1回目の入札では、4月16日に業者選定委員会及び総合評価審査委員会を開催し、入札方法は総合評価方式による一般競争入札で実施し、入札参加資格を経営事項審査評価1,100点以上とすること、また、入札参加業者が3社未満の場合は入札を中止することなどが決定し、学識経験者に決定事項について報告し、意見聴取を行った。そして、4月28日に告示したが、2社の申し込みだったため入札を中止した。2回目の入札では、5月16日に、再度、業者選定委員会を開催し、同種工事の基準や施工実績など入札参加資格を広げ、入札参加業者数が2社以上とすることなどを決定し、再度、学識経験者の意見聴取を行い、5月21日に告示した結果、3社の申し込みがあり、6月17日に入札を実施した。その結果、落札金額1億6,700万円、評価点は62.8743で鍛冶田工務店に決定したという答弁がありました。

また、関連質疑として、請負金額が6億の工事も1億の工事も経営事項審査評価が同じ1,100点以上という形で業者選定委員会で決定されているが、今回の入札の結果を踏まえて、今後どのように考えられているのかという問いに対し、今回の業者選定委員会の中でも、1,000、1,100、1,200点と色々な意見が出たが、中学校の武道館ということで高度な技術が必要であるということで、1,100点に決定した。また、5億、6億の工事になるとJVという

形で、新庄小学校の場合であれば親会社が1,400点以上、子会社が1,100点以上ということだった。我々としても、できるだけ県内あるいは市内の業者でということを考えているが、過去の実績等を考えると、やはり1,100点以上がいいのではないかとということで決定したという答弁がありました。

反対、賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第45号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第45号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第45号議案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第47号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、高井君。

高井議員 ただいま上程されております議第47号 白鳳中学校武道場新築工事請負契約に反対の立場で討論をいたします。

中学校での武道が必修となる中で、武道場を持たない白鳳中学校にとりまして本建設は待たれているものであり、教育環境の整備がさらに進められることは大いに評価をさせていただいております。本請負契約では簡易型一般競争入札、簡易型の総合評価方式、一般競争入札を導入されております。入札制度の改善にも取り組んでいただいております。

しかし、昨年の忍海小学校でも入札に至る経過がこれまで前例にないような経緯であったように、今回も1回目の公告では申請が2人ということで入札に至らず、再度、参加基準を拡大して公告を行い、入札に至った経緯となっているわけであります。なぜそのような事態が起きているのか、建築業者側の問題であったり、業者側としての入札参加資格などの基準の設定問題など、今後において大きな検討課題となってきているというふうに思っております。

す。今回の入札において、1回目の公告では入札参加申し込み時点では、総合評価値1,100点以上の参加資格を持つ業者25社中13社が指名停止処分中であった。そして、その多くが談合事件にかかわったことによるものということでございます。

奈良県の談合をめぐる最近の動きは、国交省の国営事業、飛鳥歴史公園事務所発注の工事での官製談合を初め、高取町での官製談合事件、最近では宇陀東吉野地域での組合費名目の談合金疑惑など、公共工事の入札をめぐる官製談合や入札参加者の談合など、日常的に行われていると見られ、これは奈良県のみならず、北海道開発局での現職の局長が逮捕されるなど、公共事業官庁トップの国土交通省もまた同様と言われるような事態になっているわけであります。この請負契約においても、このような大きな官民の談合体質の継続の中のものであります。

我が葛城市においては総合評価方式、一般競争入札など、入札の改善に向けてさまざま努力をされております。今回の落札額1億6,700万円、落札率は80.75%という数字を見ましても、業者も頑張った金額であろうというふうにも推測をされます。今回の入札については、武道場の建設、入札制度の改善に向けた努力は大いに評価させていただいております。しかし、当市の入札参加資格を持つ25社中13社が談合を中心とした指名停止であったという現状から見て、推して知るべしという感はぬぐえないものでございます。建設中の安全対策、施設建設の細部にわたっての学校現場の要望を取り入れ、よりよい施設建設となるように努力をしていただきたい、この点は要望として伝えまして、反対討論とさせていただきます。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

4番、藤井本君。

藤井本議員 議第47号 工事請負契約の締結について賛成の立場より討論を行います。

白鳳中学校武道場の新築工事の請負契約につきましては、新市建設計画に盛り込まれたものの建設であります。生徒や保護者、関係者が待ち望んでいる、それが実現するというところになります。

今回の入札につきましては一般競争入札によるもので、簡易型ではありますが、総合評価方式というものを導入しております。この総合評価方式につきましては、当市としましては国土交通省の副所長等の学識経験者の意見等も求め、この中身について申し上げますと、企業の施工能力、これを反映させるものというふうに思います。これを点数化してとり行われるのが総合評価方式です。参加業者持ち点100点に加算点10点、この加算点10点というのがその企業の評価されたものです。これについては企業の実績、また表彰されているかどうか、またISOや施工実績等、経験等も含まれております。

今も反対討論の中にもございましたけれども、予定価格2億680万円に対して落札金額1億6,700万円、落札率80.76%ということで、新しい方法で行われました、この総合評価方式を導入した、この方法で行われましたこの入札については適切に行えたものであります。よりまして、私自身、市民の皆さんとともにこの武道場の完成を期待して、賛成討論といたします。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第47号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。

よって、議第47号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3 議第43号と日程第4 議第46号の2議案を一括議題といたします。

本2議案は民生水道常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

11番、岡島君。

岡島民生水道常任委員長 去る6月25日の本会議におきまして民生水道常任委員会に付託されました議第43号と議第46号の2議案につきまして、27日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第43号議案についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第46号議案についてであります。質疑では、後期高齢者医療制度がスタートしてまだ3カ月経過していない状況で常勤の副連合長を選任するという規約改正の理由についての問いに対し、副連合長が非常勤の市町村長であり多忙であるため、事務の決裁に非常に時間を要することが第一義の理由で、この制度がいろいろな改正の過渡期にあり、その意思決定を行うため大変重要な決裁をしなければならない中で、事務的な責任体制の明確化が図れることが最大の理由と考えているという答弁があり、また、識見を有する者ということで専任の副連合長をどのような部署から選任されるのかの問いに対し、広域連合の理事者側で十分検討され、県に適当な人材を要望されていると聞いているという答弁がありました。

そして、意思決定が大変困難になることや、そごが起ってくることはわかっていたことではないのか、当然のこととしてこのような体制をとっておくべきではなかったのかの問いに対し、当初考えていたことを超えるようないろいろな事象が出てきており、そういう混乱を避けていくために規約の改正をお願いするものであるという答弁があり、また、今日、社会問題になっている天下り先になるのではと危惧するが、この点についてどのように認識されているのかの問いに対し、現在聞き及んでいる人は天下りという表現には当たらない人である。また、遠い将来ということについては議会で選挙された市長、議員によって、執行機関であるので、決して天下りを許すような体制でないと確信しているという答弁がありました。

賛成、反対の討論があり、採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決定しました。

以上、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で民生水道委員長の報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。
日程第3、議第43号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないので、討論を終結いたします。
これより議第43号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第43号は原案のとおり可決されました。
日程第4、議第46号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。
2番、朝岡君。

朝岡議員 議第46号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての議決に当たりまして、賛
成の立場から討論をいたします。

本議案にある奈良県後期高齢者医療広域連合規約につきましては、去る平成18年12月議会
において、本議会でも慎重に審議され、地方自治法第284条第3項の規定により、県下39市町
村が高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度に関する事務を処理す
るため、広域連合の設立に対し、議案のとおり賛成多数をもって議決されたことであります。

この規約の第4条では、広域連合の処理をする事務として、広域連合は後期高齢者医療制
度に関する事務のうち、被保険者の資格管理に関する事務、医療給付に関する事務、保険料
の賦課に関する事務、保健事業に関する事務、その他後期高齢者医療制度の実施に関する事
務を条文に掲げてあります。本条文にある後期高齢者医療制度は、少子高齢化が急速に進む
中で高齢者の安心の医療を確保しつつ、若い世代への負担を避ける観点から、本年4月から
施行されたもので、その制度の骨格は正しいと判断しております。

本市でも約3,000名強の被保険者が加入された新たな高齢者医療制度は、これまでの老人保
健制度の問題点を解決すべく、長年にわたり多くの関係者が議論を積み重ねた上で、国民皆
保険制度を将来にわたり維持するために、現役世代と高齢者でともに支え合うものとして実
施されております。そして、この制度の運営母体として、県下全市町村の被保険者のため、
円滑な運営となることに広域連合の責務を今後も事務処理を求めてまいりたいところであり

ます。

しかしながら、設立当初の本規約では、事務処理の執行機関である組織において、現状では関係市町村の長から広域連合長及び副広域連合長2名を置くと定めております。そして、いずれの任期もその関係市町村の長としての任期によるとなっております。この規約は平成19年4月1日から施行されていますので、今後、広域連合長及び副連合長がその市町村の長でなくなった場合は同時にその職を失うと定められています。

今、制度の運用について、行政からの周知不足などのことから、被保険者の皆様を初め、さまざまな問題点を指摘され、当初想定外の混乱を生じていることを受けとめると、その円滑な運営を図るため、広域連合の運営体制が強化され、かつ意思決定機能が充実されることが急務であり、引き続き地方自治体関係者ととともに十分連携しながら、制度の趣旨、必要性を被保険者皆様にご理解いただく努力を重ねていくことが必要であると思われま。

その上で、今回の規定の変更にある、副広域連合長を現状の2名から3名として、広域連合の運営に関し、識見を有する者が専任で執行機関の組織に配置され、さらにきめ細やかな措置を早急に講ずるとともに、今、国において運用改善策が提案されている中で、さらに地方自治体関係者と十分連携して、制度の運用の的確な事務処理を推進していただくことが常勤の副連合長の大きな責務であると思うところでございます。

過日、新聞で掲載されましたような県の天下りのポストとは到底見識外れと言わざるを得ません。このことは、本日までに広域連合に構成されている県下市町村での各議会におきましても、36の市町村議会で今回の規約改正が可決されていることを見ても、この規約変更が必要であると判断をされているわけでございます。後期高齢者医療制度がよりよい制度となり、奈良県の高齢者、葛城市の高齢者の方々が安心して医療を受けていただくことができますことを望むものであります。

以上のような見地から、本規約の変更につきまして、賛成の討論といたします。議員各位の良識あるご判断をお願いいたします。

以上でございます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

3番、西井君。

西井議員 議第46号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、反対の立場から討論をさせていただきます。

先般の委員会において、部長、市長方々の明確な答弁を聞かせていただき、広域連合の組織に常勤の副連合長を設置するとのことの重要性を十二分に認識いたしましたところではございますが、この後期高齢者医療制度は4月の衆議院山口補選、6月の沖縄県議選でも大きな争点となり、皆様方もご存じのとおり、残念ながらいずれも与党が敗北しております。このように住民が非常にこの制度自身の詳細に対する厳しい関心を持たれているとの認識のもと、今、国では与党みずからが被保険者の負担軽減策の見直しをされようとしているとき、奈良県では住民の負担軽減を図るより、みずからの組織のこのみを改定しようとし、また、やゆすれば天下りの温床になろうと危惧される世論の中、危機意識のなさに問題があるよう

に考えます。したがって、政府による次の見直し案が提案されるときに合わせて、この変更案を、前に述べた2点を、十分住民への説明、理解を得て提出されるべきであり、当県の広域連合の危機意識に警鐘を鳴らす意味において、この変更案に賛成しかねるものであります。

以上の理由により、反対の立場による反対の討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

4番、藤井本君。

藤井本議員 私は、ただいま議題となっております議第46号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

少子高齢化が急速に進み、老人医療費の増大が見込まれる中で安定的な持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり国民皆保険制度を堅持するため、本年4月から長寿医療制度、この後期高齢者医療制度が施行されたところでございます。

思い起こしてみますと、先ほど朝岡議員の話もございましたけれども、この規約については、平成18年12月、我々はこの議会において賛成多数で可決を行ったところでございます。ここから一年半がたちました。翌年平成19年3月には組合の事務ということを立て上げられ、本市からも1名派遣をされているところでございます。平成19年、昨年6月にはこれの議会議員選挙、これにも私ども議会も投票して議員を選出しました。そして、本年3月、この制度というものが開始されたところでございます。

現在、広域連合は広域連合長1名、副広域連合長2名の体制で運営をされておりますが、それぞれ非常勤です。また、自治体の首長をされており、十分な協議時間を確保するのに苦勞されているということが考えられます。そこで、今回これを補うために、常駐する責任者として常勤の副広域連合長を新たに1名設置するという規約の変更を求められているというところであります。

先ほど申し上げましたが、一年半前に我々が協議して、一年半たったところでまたこういう変更かというところの疑問は確かにございます。しかしながら、今、反対討論もありましたけれども、この後期高齢者の問題については非常に、奈良県のみならず、全国的に皆が関心の高いところであります。広域連合に行って話を聞いてみますと、実際のところ、連合長は奈良市の市長さん、副連合長は郡山市長、河合町長という方々が担当されています。今、時代を見たときに自分のまちで大変だと思えます。そういう中でこの事務ということをや滑りにやっつけていこうということで、常勤の副連合長を設けようというふうに始まって、4月から始まってわずかですけれども、しかし、これは規約を決めたときは一年半前ということで、そこから、時代、また皆の考え方というのも変わったのであろうというふうに思います。

この組合に行って話を聞いてみますと、やはりこの連合、事務局というんですか、事務局に問い合わせなり、いろんな団体が来られます。そこで対応する人間がいないんだというふうなことを私は聞き及んでいます。このことは非常に問題であると私は認識します。こんな大切な問題を、きょうは連合長は奈良市長だから来られていません、このことに問題があるということに気づき、こういうふうに変更をされるわけです。事務局の人はおっしゃって

いました。ぜひともきょう連合長に会いたいんだと言って奈良市長のところまで会いに行かれるというふうなこともありましたということをおっしゃっていました。そういった中で、常勤の副連合長を置くということについては、私は、急な展開という問題点はあるものの適正、正しいというふうに思っております。

また、この後期高齢者の予算規模を見てみますと、1,000億円以上、1,100億円程度というふうに聞いております。その1,100億円、1,000億円以上、葛城市の一般会計で言いますと9倍、10倍の予算規模を運営する中で、常勤の者がいないということが、私自身、理解はしていきたいなというふうに考えております。

もう一つ、人数を1人ふやすんだという認識であったんですけども、県から派遣されていた事務局の次長、これが平成20年3月に本庁の方に帰られたということで、事務局自身、今まで20名体制でしたけども、現在1名減になっています。それで、今度、常勤の副連合長ということ新たに設けるというところで、規模的な、人数的な増加はないというふうに聞いています。ただ、正しく機能するように決裁権、決裁がおくれないようにというところで有識者を求めているというふうに聞いております。その中で天下りという懸念は確かにございます。今、予定されている人を見ますと、ほぼ50代の県の職員さん、新聞等では県の次長級というふうに載っていましたが、そういうふうに聞き及んでおるところでございます。

ご承知のとおり、広域連合規約の今回の変更に関しましては、構成市町村39あるわけですけども、奈良県内、全ての議決というものが必要になってきます。昨日までに既に39のうち36の市町村議会において今回の規約変更が可決されるというふうに聞き及んでおります。本日、我が葛城市議会と明日香村議会の採決があります。昼に聞いてみましたら、明日香村議会はこれに理解をし、本日可決したということで、39のうち現在37、残すのは本葛城市とお隣、先般、市長選挙がございました御所市が残るところでございます。39のうち37が理解をしたというふうに認識しておるところでございます。葛城市議会が否決するという影響は、本市のみならず奈良県内全ての市町村に影響が出てくるということが想像できます。

確かに、長寿医療制度に関しましてはさまざまな問題点が指摘されておるところでございますが、国においても高齢者医療の円滑な運営のために負担軽減等が実施されると聞き及んでおります。このような状況のもと、常勤の副連合長には存分にその職責を果たしていただき、長寿医療制度がよりよい制度となりますように、また、奈良県の高齢者、葛城市の高齢者の方々が安心して医療を受けていただくことができますことを、大きく、強く望んでいるところでございます。天下りになるんじゃないかなという問題点、これはないのかと私も思います。これについては組合の議会というものもございます。本市からは吉川市長がその議員でもありますので、今回の規約変更に関する葛城市の議論の内容については広域連合に対しても十分お伝えをいただき、お願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 委員長報告がありました議第46号の奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する

規約について、反対の立場から討論を行います。

今、後期高齢者医療制度への高齢者、国民の怒りは日本列島を揺るがしている、こんな状況であります。ご承知のように4月に行われました山口県の衆議院の補欠選挙では与党候補が惨敗をする、あるいは、6月に実施されました沖縄の県議会選挙ではこれまた与党が過半数を割り込むという事態になりました。今、福田内閣の支持率は20%前後に陥っています。私は、改めて、75歳以上という年齢を重ねただけで制度に強制的に加入させられ、多くの人から高い保険料を有無も言わずに年金天引きして徴収する、しかも他の世代と医療内容を差別制限する、差別医療を押しつける、高齢者の尊厳を踏みにじる、憲法違反の後期高齢者医療制度は中止、廃止するしかないと考えております。党派や世代を超えた制度の中止、廃止を求める共同の輪を広げることを討論の冒頭に呼びかけるものであります。

さて、反対の第1の理由は規約変更の理由についてであります。広域連合の意思決定の充実や円滑な運営を図るなどと説明をされておりますが、広域連合の設立からわずか1年余り、後期高齢者医療制度が4月にスタートしてから3カ月もたたないうちに、常勤の副連合長を新たに選任し、補強をしなければ、広域連合の重要な役割を担う執行機関の意思決定や運営に支障を来す事態になったことは、発足当初に提案された規約の内容が市町村議会の審議や議決にたえない不十分なものであったことが証明されたと言えます。準備委員会、執行機関の責任は重大であります。また、この規約を議決した議会そのものもその批判は免れないと考えます。3カ月もたたないうちに、連合長や副連合長が多忙だからといって安易に変更する。これを「はい、そうですか」と認められることはできない、これは当たり前のことではないでしょうか。

さらに、常勤の副連合長には後期高齢者医療制度の運営主体を拒否した県に、県の幹部職員を選任してもらい、将来は副市長並みの高給で処遇しようということでもあります。新たな副連合長のポストは格好の天下り先を県に提供することになるのではありませんか。しかも、当初の構想では、連合長や副連合長などの執行機関のメンバーは無報酬の関係市町村の長から選任をし、少しでも経費を節約しようというものであります。ところが、今度の規約の変更によって当初の規約の趣旨がことごとく覆されたことになるのであります。このような規約の変更は到底認めることはできません。

以上、討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

1番、山下君。

山下議員 私は、議第46号に対しまして反対の立場から討論をさせていただきます。

この広域連合会そのものに対して、私は賛成をさせていただいた。また、後期高齢者医療制度そのものについてもいろいろと与野党を含めて論議をされているところでございますけれども、それに対して私見はございますけれども、現在運用されている制度そのものに対して、どうしてほしい、こうしてほしいというものではございません。今回はこの中で非常勤の2名の副連合長に加えて、常勤の連合長を1人、この事務局の中から昇格をさせる、県の職員の出向があるということに対しまして、なぜそのことが発足当時からわかっていなかった

たのかという見識の甘さもありますし、また、今回この副連合長を常勤にすることによって、その方の給与は県の職員でございますので県からのお金で賄われるけれども、そのほかの役職手当、恐らく200万円程度だとお聞きしておりますけれども、200万円程度は広域連合の方からの、39市町村の分担になっていくということでございます。今現在、各市町村で75歳以上のお年寄りの方々が本当に大変な思いをしておられるところに、さらにまた各市町村からの分担金をごくわずかとはいえふやしていくということに対して、市民にこれは負担を強いるものであると私は思います。

また、この方でなくても、天下り先になるということは絶対にないということは今の規約では言えないわけであります。規約の変更等がなければ到底認めるわけにはいきませんし、現在提出されておりますこの議案に対しまして、私は反対の立場で討論をさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

2番、朝岡君。

朝岡議員 ただいまの議第46号 奈良県後期高齢者医療広域連合の規約の変更についての条文に規定されている、副連合長を2名から3名にすることの詳細な説明と、今後の処遇においても十分な審議がなされていないとして、民生水道常任委員会に再付託し、本議案の継続審議とすることの動議を提出いたします。

(「賛成」の声あり)

西川議長 ただいま本議案を民生水道常任委員会に再付託し、継続審査されることを求める動議が提出され、賛成者がありましたので、この動議は成立しました。

本議案を民生水道常任委員会に再付託し、継続審査されることを求める動議を議題として採決いたします。

この動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

西川議長 起立少数であります。

よって、本議案を民生水道常任委員会に再付託し、継続審査されることを求める動議は否決されました。

本案に対する委員長報告は否決であります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

西川議長 起立少数であります。

よって、議第46号は否決されました。

45分まで休憩します。

休 憩 午後3時34分

再 開 午後3時47分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第5、議第44号議案を議題といたします。

本案は都市産業常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

5番、吉村君。

吉村都市産業常任委員長 去る6月25日の本会議におきまして都市産業常任委員会に付託されました議第44号議案につきまして、7月1日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようでありますので、質疑を終結いたします。

議第44号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第44号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第44号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6、葛城市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議会推薦農業委員会委員につきましては、本年7月19日をもって任期満了となりますので、新たな推薦をいたしたいと思っております。農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会の推薦する農業委員会委員は4名以内であります。

お諮りいたします。

推薦の方法につきましては、議長において指名推薦とすることにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会推薦農業委員会委員には、葛城市南道穂●●● 岡崎孝雄氏 昭和●年●月●日生まれ、葛城市北花内●●● 芳村章雄氏 昭和●年●月●日生まれ、葛城市勝根●●● 石田

重樹氏 昭和●年●月●日生まれ、葛城市大畑●●● 寺田惣一氏 昭和●年●月●日生まれ、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4名を農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、葛城市農業委員会委員に以上の4名を推薦することに決定いたしました。

日程第7、発議第6号 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書についてを議題といたします。

本案につき提案者の説明を求めます。

11番、岡島辰雄君。

岡島議員 ただいま上程を賜りました発議第6号 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書について説明させていただきます。

女性のがんである子宮頸がんの死亡率は高く、毎年約8,000人が子宮頸がんと診断され、約2,500人が亡くなっています。子宮頸がんには他のがんにはない特徴があります。1つは発症年齢が低いということです。子宮頸がんの発症年齢層のピークは年々低年齢化しており、1978年ごろは50歳以降だったのに対し、1998年には30代になり、20代、30代の若い女性の子宮頸がんが急増しています。

もう一つは、子宮頸がんの原因のほとんどがヒトパピローマウイルス（HPV）による感染であるということです。8割近くの女性が一生のうちにHPVに感染するものの、感染した女性が全て発症するわけではなく、持続感染により子宮頸がんが発症すると言われていています。

このHPV感染を予防するワクチンの研究開発が進み、2006年6月に米国を初め80カ国以上の国で承認されています。つまり、子宮頸がんは予防可能ながんということになります。しかし、まだ日本ではこの予防ワクチンが承認されておられません。我が国において、予防ワクチンへの期待は高まっています。

よって、政府におかれましては子宮頸がんの予防、早期発見のための取り組みを推進するため、次の項目について早急に実現するよう強く要望いたします。

1つ、子宮頸がん予防ワクチンの早期承認に向けた審査を進めること。

2つ、女性の一生において、HPV感染の可能性が高いこと、また予防可能ながんであることをかんがみ、予防ワクチンが承認された後はその推進を図るために接種への助成を行うこと。

3つ目、日本におけるワクチンの開発、製造、接種のあり方に関して、世界の動向等も考慮し検討を進め、必要な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。議員の皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより発議第6号議案を採決いたします。
本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第8、発議第7号 地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

11番、岡島辰雄君。

岡島議員 ただいま上程を賜りました発議第7号 地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書について説明させていただきます。

近年、乾燥地帯の拡大、氷河の後退、異常気象の頻発、海面上昇等、地球温暖化の影響によるものと指摘される事象が地球規模でふえてきております。20世紀の間に地球の平均気温は0.6℃上昇し、我が国の平均気温も1℃上昇しました。最悪の場合、2100年には18世紀の産業革命以前と比較して6.4℃気温が上がり、88センチ海面が上昇するとの予測もあり、地球温暖化防止に向けた取り組みが、喫緊の課題であることはだれの目にも明らかであります。

こうした環境・気候変動問題等を主要テーマに本年7月、日本を議長国として北海道洞爺湖サミットが開催されます。政府においても、ダボス会議で福田総理がクールアース推進構想を提唱するなど、京都議定書の温室効果ガス削減目標達成のために地球温暖化対策推進法の改正を進めるなど、所要の温暖化防止対策を講じているところであります。加えて、環境立国を目指す我が国がサミット開催国として積極的に議論をリードすることに地球温暖化防止に向けた国民的取り組みをより一層推進する責務があることは論をまちません。

こうした観点から、サミットの象徴として開催初日の7月7日をクールアースデーと定め、国民の地球温暖化防止のためにCO₂の削減など具体的に行動できる機会の創出に取り組むとともに、その普及促進を図るよう政府に対して次の事項について強く要請するものであります。

1つ、北海道洞爺湖サミットの開催初日の7月7日をクールアースデーと宣言し、CO₂削減に向けた実効性の伴う国民的運動を政府主導のもと創出し、その普及促進に努めること。

2つ目、当日は、CO₂削減のため、全国のライトアップ施設や家庭などが連携して電力

の使用を一定時間控えるライトダウン運動などの啓発イベントを開催し、地球温暖化防止のために行動する機会の創出に取り組むこと。

3番目、クールビズ、ウォームビズについては認知度を深めるとともに、温度調節などの実施率を高めること。

4番目、チームマイナス6%などの国民参加型運動の一層の普及促進を図り、国民運動に対する協賛企業の拡大や、エコポイント制度の普及促進に努めること。

5番目、商品の料金の一部が温室効果ガス削減事業に充てられる仕組みとなるカーボンオフセット（温室効果ガスの相殺）については、関係者による協議体をつくり、その信用性を高めること。

6番目、我が国の温室効果ガス削減目標として、中期の2025年に25%削減を掲げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。議員の皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより発議第7号議案を採決いたします。

本案を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第9、発議第8号 後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

17番、白石栄一君。

白石議員 発議第8号 後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める意見書について、提案の説明をさせていただきます。

政府は75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度を2008年4月から実施し、70歳から74歳の窓口負担も2009年4月から2割に引き上げようとしています。新しい制度は専ら医療費削減を目的にしたもので、高齢者に過酷な負担を押しつけ、医療内容を制限するものとなっています。

具体的には、1、75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、全ての高齢者から保険料

平均月額6,200円（厚労省試算）を取り立てる。2、受けられる医療を制限し、差別する別立て診療報酬を設ける。3、保険料は年金から天引きする。4、保険料を払えない人からは保険証を取り上げ、医療が受けられなくするなどです。

これまで保険料を負担していなかった扶養家族も2008年10月から徴収されることとなります。これに対して、「まさにうば捨て山ではないか」の怒りの声が全国で巻き起こり、地方議会でも中止や見直しの決議が相次いでいます。

そもそも病気がちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく、国と企業が十分な財政負担を行い、高齢者が安心して医療を受けられるようにすべきであります。このことはヨーロッパ諸国では常識であり、高齢者を別扱いにして高負担と差別医療を押しつけている国はどこにもありません。したがって、以下の点を強く求めるものであります。

1つ、後期高齢者医療制度については実施を中止し、廃止をすること。

1つ、70歳から74歳の窓口負担2割への引き上げをやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。議員諸氏のご賛同を得て採択されますことをお願いして提案といたします。

西川議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

3番、西井覚君。

西井議員 発議第8号 後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める意見書について、私は反対の立場で討論いたします。

急速な高齢化に伴い、老人医療費の増大が見込まれる中で、医療費負担について現役世代の納得と理解を得るためには、従来の老人保健制度を、世代間の負担割合を明確にし、公平かつわかりやすい制度に改革する必要があるとされ、そのため、本年4月に従来の老人保健制度を廃止され、75歳以上の後期高齢者を対象とする独立した医療制度を創設されました。この制度については、後期高齢者の心身の特性などを踏まえた医療サービスが提供されるとともに、保険料1割や現役世代からの支援4割及び公費5割を財源として、県単位で全ての市町村が加入する広域連合が運営することとされています。これまでは加入する制度や市町村によって保険料額に違いがありましたが、同じ県で同じ所得であれば同じ保険料になり、お一人お一人に公平に保険料負担をお願いするものであります。

後期高齢者医療制度についてはこの4月1日に施行されたところですが、国においては高齢者医療の円滑な運営のため、所得の低い方へのさらなる負担軽減を図るとともに、制度を利用しやすくすることにより制度の定着を図ることを目的に見直されようとして聞き及んでいるところでございます。今後、健全な後期高齢者医療制度が存続され、葛城市の高齢者の方々

が安心して医療を受けていただくことができますよう要望いたしまして、反対討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

16番、高井悦子君。

高井議員 後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める意見書に、賛成者としての討論をさせていただきます。

75歳を区切って、75歳以上になれば今まで入っていた国保や健康保険、扶養家族から切り離し、全ての人から保険料を徴収する。さらに受けられる医療も制限をする。差別的な医療制度に困り込む後期高齢者医療制度に、今、高齢者を初め、国民の多くが怒りの声を上げておられます。6月16日付の毎日新聞の世論調査でも、この制度を廃止することに賛成する方が56%、反対30%を大きく引き離すなど、後期高齢者医療制度の廃止を求める声、日に日に大きくなっているところであります。

この制度が始まりまして、80歳のある男性の方が「年金は5万円しかない。天引きはとても厳しい。長生きはみじめです。本当に血も涙もない制度ですね」と言われました。また、ある女性は「年寄りにはよ死なんとあきませんね」、こういうようなお声も聞いております。戦中・戦後の苦しみを味わい、必死で生きてきた結果がこの仕打ちであります。この制度がどれほど大きな衝撃をお年寄りに与えたか、どれほど寂しい思いをお年寄りに味あわせているのか、私は本当にひどい制度だというふうに思っております。

今、国は制度の見直しをするというふうに案も提示をしております。見直しによって均等割の軽減割合は最大で9割軽減することができる、このように宣伝しておりますけれども、年金収入額や同居する子供世帯の収入などの条件があり、該当する対象が限られています。所得割についても同様で、今回の見直しによる軽減策の対象になるのは合わせて約360万人、75歳以上の3割以下の人しか対象にならないというものであります。しかも、年金が80万円から153万円の人には年金が本当に少ないにもかかわらず、今回の軽減の対象にならないなど、多くの苦しんでいる人が救われない、そういう見直しの内容であります。

また、この後期高齢者医療制度は世代間の公平な負担ができる、そのように言われておりましたがけれども、今、後期高齢者医療制度によって国は前の制度より2,340億円負担を減らせる、削減ができるようになっているわけですね。そして、今、政府・与党は見直し案、軽減策を言っていますけれども、この低所得者の保険料の軽減策の財源はわずか年間330億円であります。既に、今の新しい制度ではその7倍もの2,340億円も国民に負担を押しつけているわけでありまして。このこと1つを見ましても、世代間の負担の公平、こういったことではなく、国のあくまでも医療費削減、そういったものが貫かれているというふうに言わなければならないというふうに思います。中曽根元首相を初め、自民党の幹部の人たちからも一旦凍結をして国民的議論をしていかなきゃならない、このように言われているようなひどい内容であります。今、590の自治体から廃止を求める意見書が上がっています。全体の自治体の3分の1に当たるわけですね。そして、奈良県を初め、30以上の都道府県の医師会から制度の廃止を求める、あるいは異議の声が上がっているところであります。

こういったことから、このような本当に国民いじめ、お年寄りいじめの後期高齢者医療制度を廃止する、こういった住民の皆さんの世論の声をしっかり受けとめまして、やはり葛城市の市議会でもこの医療制度廃止を求める意見書が何としても議員の皆さんのご理解をいただきまして採択をされますようお願いいたしまして、賛成者としての討論とさせていただきます。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第8号議案を採決いたします。

本案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

西川議長 起立少数であります。

よって、発議第8号は否決されました。

日程第10、発議第9号 国による基幹的農業水利施設等の整備に関する意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

5番、吉村優子君。

吉村議員 ただいま上程を賜りました発議第9号 国による基幹的農業水利施設等の整備に関する意見書について説明させていただきます。

農業・農村は広く国民に安全で安心な食料を安定的に供給する場のみならず、環境、国土保全など多面的機能の発揮を通じて国民の生活や地域社会の健全な発展に大きく寄与しております。

我が葛城市は奈良県の西北部にある葛城三山のふもとに位置し、金剛生駒紀泉国定公園を含む美しい田園地帯に広がる閑静な市であります。当地域は年間を通じて雨が少ないため、多くのため池を築造して農業用水を補ってきましたが、吉野川分水によって十分な水が供給されたため、安心して営農ができるようになりました。現在、老朽化した吉野川分水の機能が持続的に発揮できるよう、国営事業による改修が行われています。この改修には膨大な予算の投資と高度な技術力を有する人材の集中的な配置が必要であります。これをなし得る組織は国以外にはありません。

一方、政府の地方分権改革推進委員会では、地方農政局の大半の業務を地方に移管もしくは廃止する検討が行われています。地球規模での人口増加による食料不足や食料の高騰は、食料自給率が40%を割っている我が国に多大な影響を与えるのは必至であります。このため、地方分権改革推進委員会はこのような地球規模の視点を踏まえて国と地方の役割を検討することがきわめて重要であります。

以上から次の事項について要望するものであります。

1、食料自給率の向上。食料の安定供給及び安心して安全な食料の確保に必要な基幹的な農

業水利施設の整備は、国直轄事業として引き続き国の責務で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。議員の皆様方のご賛同を賜りますようによろしくお願いいたします。

西川議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより発議第9号議案を採決いたします。
本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第11、発議第10号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

5番、吉村優子君。

吉村議員 ただいま上程を賜りました発議第10号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書について説明させていただきます。

近年、野生鳥獣によって農家が受ける農作物被害はところによっては惨状と言うまでに増大しています。私たちは、もはや被害防除が個人の努力で対応できる範囲を超えているとして、国が問題解決に予算を組むことを主張してきました。

1、鳥獣被害発生の原因。近年、野生鳥獣が田畑に出てくるようになったのは、一般に言われているような鳥獣数のふえ過ぎではなく、戦後の行き過ぎた森林開発、国策として林業用に大量に植え過ぎた杉、ヒノキの放置人工林などの人間による自然破壊行為により鳥獣が住みかやえさ場を失い、本来の生息地に住めなくなったことに起因します。現代生態学が解明したように、元来、自然界での鳥獣の数は著しく増減を繰り返すもので、ふえても減っても本来人間が問題にすべきものではありません。今、私たちが真に取り組まなければならないことは、鳥獣がえさを求めてこれまでの生息地でない人里に出てこざるを得なくなっている根本原因に対する対策です。

2、取り組むべき根治療法。野生鳥獣による農作物被害の問題は鳥獣大量捕殺ではなく、鳥獣の生息地復元、被害防除などで対応すべきです。そうでなければ鳥獣捕殺に躍起になっている間に、我が国は復元不可能なまでに森林の荒廃を進めてしまい、水源を失います。そうしなければやがて農家は今以上に困窮することになります。都市市民の生活、全ての産業も成

り立たなくなり、人間以外の生き物たちも生きられなくなります。森の法則、森＝食物＋植物＋動物からもわかるように、私たち人間の生存を保障する保水力のある豊かな森の形成には大型野生鳥獣以下全ての動物が必要です。野生鳥獣の生息数という人間が作り出すことができない自然界の絶妙のバランスに人は手をつけてはならず、被害防除を図りながら、根治療法である鳥獣の生息地復元によって鳥獣被害問題に当たるのが正しい解決法です。豊かな森の復元は今や大問題になってきている地球温暖化防止対策にも有効です。したがって、昨年12月に議員立法にて成立した鳥獣被害防止特措法の関連予算を歓迎しています。ただし、その予算が鳥獣捕殺ではなく、野生鳥獣が帰れる広葉樹の自然の森の復元、鳥獣の進入防止柵などの被害防除に使われること等を次の要望どおり求めます。

ア、鳥獣被害防止特措法の関連予算が、野生鳥獣捕殺ではなく、鳥獣が帰れる広葉樹の自然の森の復元、当面の被害防除にこそ優先的に使われること。

イ、現在、銃による凶悪犯罪が急増してきています。絶対に日本を銃社会にしてはなりません。鳥獣被害防止特措法第9条の鳥獣被害対策実施隊の項では、一定の場合に限り、市町村職員等の実施隊員に銃の所持を認めています。実施隊員に安易に公費で銃を持たせないこと。

ウ、被害防止計画は市町村が定めることができるとなっています。計画作成に際しては、行政や被害農家に加え、専門家や自然保護団体を入れて作成すること。また、鳥獣捕殺の要請があったときには、情報及び対応を公募すること。

エ、捕獲した鳥獣は、原則として人間とのあつれきがほとんどないと考えられるところに運んで放すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。議員の皆様方のご賛同をいただきますようによろしくお願いいたします。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第10号議案を採決いたします。

本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休 憩 午後4時27分

再 開 午後4時28分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を行います。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決しました。

なお、明日3日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会をいたします。

延 会 午後4時29分